

＜共同記者会見＞

**新型コロナウイルス感染症
対策本部決定事項について**

令和3年9月10日

新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等

※公表日を基準に集計・
令和3年9月9日現在

週	月	火	水	木	金	土	日	計	実効再生産数(前週比)
19 (R3.5.10~)	14	33	53	18	33	32	31	214	1.04(0.10)
20 (R3.5.17~)	24	31	33	28	29	21	10	176	0.79(▲0.25)
21 (R3.5.24~)	8	18	22	24	22	17	10	121	0.82(0.03)
22 (R3.5.31~)	4	20	20	25	30	15	11	125	1.02(0.20)
23 (R3.6.7~)	2	8	9	9	7	12	7	54	0.59(▲0.43)
24 (R3.6.14~)	6	10	4	8	4	3	2	37	0.65(0.05)
25 (R3.6.21~)	2	7	10	6	8	5	4	42	1.28(0.63)
26 (R3.6.28~)	5	7	6	14	23	12	12	79	1.47(0.19)
27 (R3.7.5~)	4	15	16	25	25	26	21	132	1.53(0.07)
28 (R3.7.12~)	13	30	41	45	48	34	19	230	1.42(▲0.12)
29 (R3.7.19~)	11	20	28	18	20	5	24	126	0.66(▲0.76)
30 (R3.7.26~)	10	26	44	36	50	65	37	268	1.79(1.13)
31 (R3.8.2~)	31	74	80	103	126	106	96	616	1.79(0.01)
32 (R3.8.9~)	59	87	142	220	213	153	165	1,039	1.40(▲0.39)
33 (R3.8.16~)	72	211	271	231	292	273	197	1,547	1.38(▲0.03)
34 (R3.8.23~)	162	153	301	227	203	185	128	1,359	0.85(▲0.53)
35 (R3.8.30~)	79	128	171	147	104	97	61	787	0.68(▲0.17)
36 (R3.9.6~)	34	73	80	70				257	

・前週から増加の場合：赤塗り

・実効再生産数は、日曜日時点での値(判明日を基準として、『東洋経済オンライン「新型コロナウイルス 国内感染の状況」』で公開されているリアルタイム性を重視した簡易的な計算式で算出)。

まん延防止等重点措置適用に伴う県の要請内容等

- ▽ 本県は**まん延防止等重点措置適用地域**へ移行（期間：**9/13-9/30** 措置区域：**仙台市内**）
 → **県と仙台市**による「**独自の緊急事態宣言**」も重点措置期間に合わせ、**9月30日まで延長**

対象	地域	主な要請内容
県民	県内全域	混雑した場所への外出半減、日中も含めた不要不急の外出自粛（時短要請をした時間以降の出入り自粛） 県外との往来自粛、 飲食店の求める感染防止策への協力 、時短要請に応じない飲食店等利用の自粛 等
飲食店	仙台市	全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供 終日停止 （※認証店は 午前11時-午後7時 で酒類提供可。同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内） カラオケ設備利用自粛（ 飲食主業のみ ） 等
	仙台市 以外	全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供： 午前11時-午後7時 （※認証店は上記に関わらず 営業可 ） カラオケ設備利用自粛（ 飲食主業のみ ） 等
イベント	県内全域	5,000人又は収容率50% （ 大声なし100% ）の小さい方、開催時間： 午前5時-午後9時 等
その他の施設	仙台市	営業時間短縮： 午前5時-午後8時 （イベント等は 午後9時 ） ※1,000㎡超は要請・1,000㎡以下は協力依頼 酒類提供 終日停止 の協力依頼、カラオケ設備利用自粛（カラオケボックス等を除く）の協力依頼
	仙台市 以外	営業時間短縮： 午前5時-午後8時 （イベント等は 午後9時 ） ※規模に関わらず協力依頼 酒類提供： 午前11時-午後7時 の協力依頼、カラオケ設備利用自粛（カラオケボックス等を除く）の協力依頼